



EAnetwork

例年よりも梅雨明けが数日遅れているようですが、間もなく夏本番です。クールビズも2年目を迎え、採用する企業も増えてきているようです。それでもやっぱり、通勤や外回りが大変な季節に変わりはありません。蒸し暑い夏をどう乗り切るか。水分補給や冷たいビール、食事、上手に汗をかく等夏バテ対策が欠かせません。

☆ Environmental column ☆

指定区域の解除後の台帳について

土壤汚染対策法が施行されて3年と4ヶ月が経過しました。法では指定基準を超過した地域を指定区域として指定し、台帳に記録して閲覧に供しますが、平成18年6月15日の発表までに指定された区域は、全国で124箇所、その内、指定が解除された区域が52箇所、一部解除された区域が7箇所、現在も指定されている区域が65箇所あります。

指定区域に指定されるということは、指定基準を超過した特定有害物質が存在する区域である、平たく言えば土壤汚染がある区域であると指定されることです。そして、台帳に掲載され誰もが閲覧できるようにになります。つまり、ここには土壤汚染がありますよ、と公示することが義務付けられています。一方、指定区域が解除されるということは、掘削除去あるいは原位置浄化などにより、土壤汚染の浄化が完了した区域であることを証明することになります。そして、解除されたことを公示することが義務付けられ、施行規則により台帳から削除することが規定されています。つまり、指定区域が解除されて土壤汚染に相当しなくなったことは台帳から知ることはできません。

そこで、実際に解除された後の台帳がどのように扱われているかを、指定区域が存在した、あるいは現在も存在している46の自治体すべてに電話でインタビューしました。その結果、“台帳から削除する”自治体が20、“解除されたことがわかるように台帳を残す”自治体が12、現在対策実施中で“未定”の自治体が14、であることが判りました。また、この区分の中でも対応が少し異なります。削除された記録を見たいときは、“情報公開請求”をした上で閲覧できる自治体が8、問い合わせがあれば回答する自治体（原則は事務所に来て見せよう）が3、解除されたことを公報に公示するので、その月日が判ればその日の公報を配布する、と答えた自治体が6、削除された台帳の開示は考慮していない自治体が3、でした。開示しない理由は、削除された台帳の開示は土壤法では義務付けていない、と言うものでした。公報を配布すると答えた自治体も、土壤法では解除された情報を開示することが規定されていないが、行政サービスの一環として要望に対応できる方法を実行している、ということでした。

“台帳を残す”でも、指定区域台帳とは別に、解除された区域の台帳をファイルして閲覧に供している、という自治体が4、指定区域台帳に解除されたことを明記して閲覧できるように残している、という自治体が8でした。また、対応が未定である自治体でも、台帳から削除して情報開示請求で対応することを予定しているところが2、その内1自治体は、削除された指定区域台帳の開示に関しては個別審査の対象であり、認められる可能性は低いと思うとの回答でした。問合せに対して回答の予定が1、その他11の自治体は、解除された後についてはそのときに考えるので今は考えていない、との回答でした。

以上の結果をまとめると、4通りの行政の姿勢があると思います。

- ① 法律に従って実行することを優先し、住民へのサービス（要求）対応は二の次。
- ② 他の方法で行政サービスを優先する、という姿勢。
- ③ 情報公開に積極的な行政。
- ④ 後手後手に回る典型的な行政の姿勢。

土壤汚染対策法による指定区域台帳の扱いは、現状は土壤汚染があった場合は情報を公開するが、土壤汚染が浄化された場合は情報を閉鎖する、となっています。台帳から削除されるということは、土壤汚染対策法に従って土壤汚染に当たらないと認められたわけであり、少なくとも土壤汚染が分からない、つまり、調査が行われていない（一般的にはこれを普通の土地と言っているようですが）土地より、土壤汚染については安心できる土地である、と行政が認めたことになると思います。現在の土壤法では、土壤汚染がある土地を指定しますが、浄化されて普通の土地より安心できる土地であることを、指定することはありません。台帳にないという点で考えれば、浄化された土地も調査を行っていない土地も、同じ扱いです。もし、解除されたことが台帳などで情報開示されるようになっていけば、土壤汚染の調査対策が社会に与える印象は、現在のようにマイナス面だけが強調されることも、少なくなったのではないのでしょうか。

また、調査をした結果、土壤汚染に当たらない区域であることが分かった場合も、台帳などで開示されるような仕組みであれば、土壤汚染への社会的な意識も今とは変わったものとなったのではないのでしょうか。

[アースアブレイザル 取締役 西田 道夫 技術士（応用理学・建設）](#)

土壤汚染リスク調査における地図解析のポイント(その13) 『悲観的シナリオ』概説(3)

前回、前々回に土地利用履歴調査を踏まえた土壤汚染リスク評価では、想定内を前提に、一般的に次の5ステップで単位シナリオを構築することを紹介した。

Step.1：地図情報等からの業種・業態想定シナリオ

Step.2：想定した業種・業態からの使用汚染源物質想定シナリオ

Step.3：想定した汚染源物質使用事業所における汚染発生に至る経緯想定シナリオ

Step.4：想定した業種・業態・事業規模・地域特性(主に表層地質構造、地下水位、等)等からの汚染規模〔例えば、汚染源物質別の汚染範囲と汚染深度〕想定シナリオ

Step.5：想定した汚染に対する対策方法想定シナリオ

今回は、これらのStepごとのシナリオのイメージを紹介する。

(6) 各Stepの単位シナリオのイメージ

図-2に業種・業態想定シナリオ(Step.1)と使用汚染源物質想定シナリオ(Step.2)、表-5に汚染発生経緯想定シナリオ(Step.3)、表-6に汚染規模想定シナリオ(Step.4)、表-7に汚染対策方法想定シナリオ(Step.5)のイメージを示した。

図-2に示したStep.1とStep.2がいわゆる地図解析の範囲である。地図から判読できる『土地利用者名称(or 施設名称)』と『施設配置・形状・規模』だけが一次情報で、その他は専門家の知識ベースを踏まえた想定シナリオから導き出される情報である。

表-5に各種汚染発生経緯の可能性全般を示したが、要するにリスク評価の対象とするのは、汚染経緯が土地利用者の責任を問える範囲ということである。

表-6のStep.4 汚染規模は、Step.1～Step.3で想定した『悲観的』汚染内容に対して、専門家の知識ベースを踏まえて想定した、いわゆる『悲観的シナリオ』に該当し、表-7のStep.5 汚染対策は、その『悲観的シナリオ』に対応した対策を、各種社会環境、地盤特性、施工条件等を加味し想定する。但し、実態はリスク評価段階で考慮できる条件はかなり限定的である。

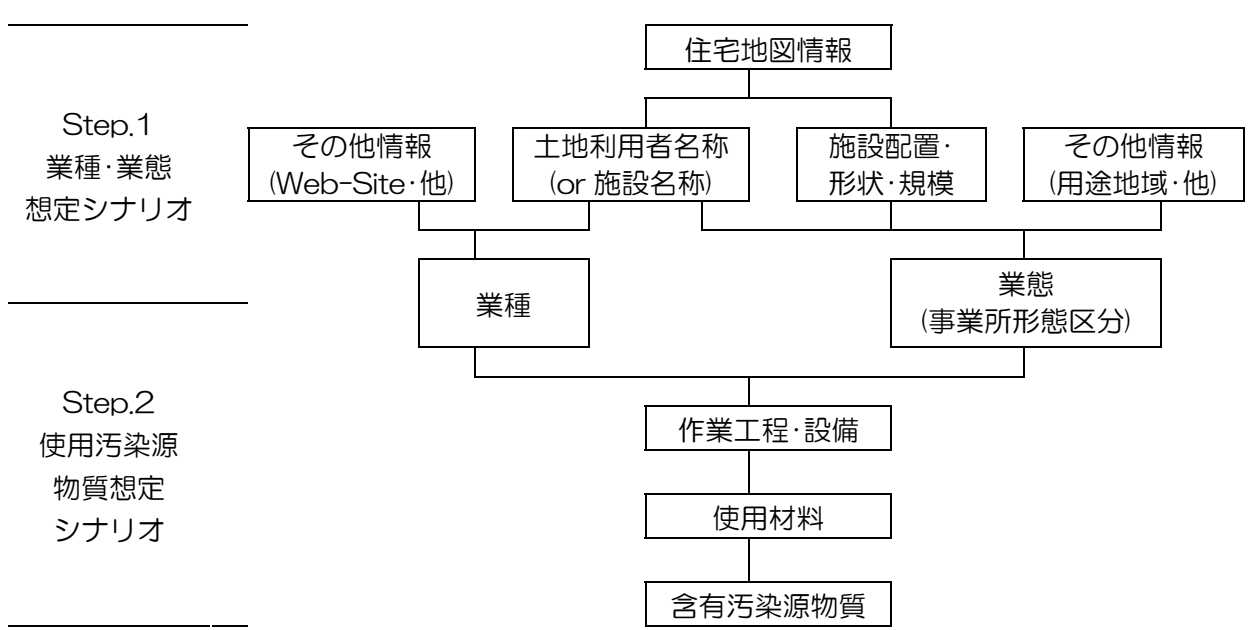


図-2 業種・業態想定シナリオ(Step.1)と使用汚染源物質想定シナリオ(Step.2)のイメージ

表-5 汚染発生経緯想定シナリオ(Step.3)のイメージ

No.	汚染源(場)区分	No.	汚染経緯	人為性区分	※	
1.	当該地 土地利用	汚染源物質 不使用業 種・業態	①	汚染物質使用業種・業態ではないが、一般的に使用される施設に含まれる物質で漏洩	不可抗力	想 定 対 象
			②	汚染物質使用業種・業態で適切な管理運用がされているが、地震・火災等の事故・災害で流出	事故・災害	
	汚染源物質 使用業種・ 業態	②	現在は有害物質として社会的に認識されているが、過去にはその認識がなく、無対策で必然的に汚染	社会的無知		
		③	社会的に汚染物質として認知、土地利用者の認識無く無対策で必然的に汚染	個人的無知		
		④	土地利用者に汚染源物質使用の認識有り、対策有り、取扱い上の人為的ミスで漏洩	人為的ミス		
		⑤	土地利用者に汚染源物質使用の認識有り、対策有り、施設の老朽化で漏洩	管理ミス		
		⑥	汚染物質使用業種・業態でその物質使用の認識はあるが、適切な管理運用がされず必然的に汚染	不作為(・故意)		
2.	客土〔盛土・埋土・浚渫土〕	⑦	搬入経路・改変経緯の明確な盛土・埋土等で汚染されている場合	社会的無知		
3.	自然由来	⑦	バックグラウンドとして存在していた自然由来物質を地形改変(土地造成)等の過程で拡散汚染	不作為(・故意)、社会的無知、個人的無知		
		⑧	バックグラウンドとして自然由来物質が存在	自然環境		
4.	周辺汚染地	⑨	周辺地下水汚染の影響を受ける	もらい汚染	対 象 外	
5.	外部からの進入	⑩	不法投棄	第三者行為		
		⑪	飛来(排気ガス、ダイオキシン、他)	間接誘因		
⑫	生物由来〔被弾(鉛)生物や有害物質を体内蓄積生物遺骸、他〕					

※：リスク評価での考慮対象区分

表-6 汚染規模想定シナリオ(Step.4)のイメージ

汚染規模検討項目	主な想定根拠情報
汚染濃度(溶出量Ⅱ未満 or 以上)	業種、事業規模、汚染物質
汚染範囲(敷地内%)	業種、事業規模、汚染物質
汚染層厚(汚染深度)	業種、事業規模、汚染物質、地形、地質

表-7 汚染対策方法想定シナリオ(Step.5)のイメージ

検討要件区分		検討考慮項目例
地域特性	社会環境	周辺環境(土地利用、用途地域、他)
	地盤特性	地下水位、表層地盤構成
	施工条件	搬出道路環境、受け入れ施設の有無と距離、他
対策要件		対策にかけられる時間とコストの関係
有害物質の種類と濃度		重金属、VOCs、農薬類、油、(要出量Ⅱとの関係)
汚染規模		対策土量、対策深度、他

アースアプレイザル 技術顧問 中村 裕昭〔技術士：建設部門〕

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニューズレターへの感想や土壌汚染に関するご質問など、お気軽にFax またはnews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

このEAnetworkは、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、またはnews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております(<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが同様にご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

株式会社アースアプレイザル
編集者：藤井史枝
伊藤祥子

TEL: 03-5298-2151

FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル(北海道)、アースアプレイザルN・E(神奈川)、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・りんかい日産建設・協和地下開発(関東)、アイエーシー(神奈川)、細野建設(長野)、トーエネック・フルエング・東邦地水(中部)、建設基礎調査設計事務所(静岡)、阪神測建(関西)、三協エンジニア(奈良)、エイトコンサルタント(岡山)、復建調査設計(広島)、藤井基礎設計事務所(島根)、日本地研・アースアプレイザル九州(福岡)、リサイクルワン、グリーンフィールドEA(大阪)